

# **ビルメンテナンス業における リスクアセスメントマニュアル**

**厚生労働省・中央労働災害防止協会  
協力 社団法人全国ビルメンテナンス協会**



## 目 次

はじめに	1
第1章 総論	
1 労働安全衛生法について	4
2 事業場の安全衛生管理体制について	6
3 危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）に至るプロセス	10
4 ビルメンテナンス業における労働災害の発生状況	12
5 労働災害の発生と企業の責任について	16
6 第11次労働災害防止計画について	19
第2章 リスクアセスメントの基本	
1 リスクアセスメントの法的な位置づけ	22
2 リスクアセスメントとは	28
3 リスクとは	30
4 リスクアセスメント導入の実施手順	32
<b>ステップ1</b> 実施体制	32
<b>ステップ2</b> 実施時期	34
<b>ステップ3</b> 情報の入手	35
<b>ステップ4</b> 危険性又は有害性の特定	37
<b>ステップ5</b> リスクの見積り	40
<b>ステップ6</b> リスク低減措置の検討及び実施	46
<b>ステップ7</b> リスクアセスメント実施状況の記録と見直し	50
5 リスクアセスメント導入による効果	52
第3章 リスクアセスメント導入のための資料集	
1 リスクアセスメント実施スケジュールの例	54
2 リスクアセスメントの実施体制	55
3 リスクアセスメント実施手順書	56
4 リスクアセスメントに関する教育	67
5 ビルメンテナンス業における危険性又は有害性と 発生のおそれのある災害の例	68
6 リスク低減措置と災害防止対策	79
7 リスクアセスメントの実施事例	82

第4章	リスクアセスメントの体験	
	リスクアセスメントの体験シナリオ	92
体験1	危険性又は有害性の特定	93
体験2	リスクの見積り	94
体験3	リスク低減措置の検討	95
参考資料		
	危険性又は有害性等の調査等に関する指針	102
ビルメンテナンス業におけるリスクアセスメントマニュアル作成委員会		
	委員等名簿	126

## はじめに

我が国における労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にありますが、サービス経済化の進展等に伴い、全産業に占める第三次産業の割合は年々増加しています。

このような背景を踏まえ、厚生労働省では平成 19 年度から「第三次産業における危険性又は有害性等の調査等の実施促進のための支援事業」を実施しております。この事業は、事業場の自主的な活動により安全衛生水準を向上させ、労働者の危険又は健康障害を防止することを目的にしています。具体的には、機械設備や作業などに伴う危険性又は有害性を特定し、それぞれのリスクを見積り、これに基づきリスクの低減措置を講じていく手法（危険性又は有害性等の調査等：リスクアセスメント）の実施を促進するものです。

リスクアセスメントについては、平成 18 年 4 月施行の改正労働安全衛生法によりその実施が努力義務化されました。また、この改正を受けてリスクアセスメントの基本的な考え方及び具体的な実施方法などを定めた「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 1 号）が公示されています。

本年度は、第三次産業の一つである『ビルメンテナンス業』を対象として、事業場における安全衛生水準の向上と労働災害のより一層の減少を図るため、当該業界団体である社団法人全国ビルメンテナンス協会のご協力をいただき、リスクアセスメントの実施促進を図るために必要な資料として本マニュアルを作成しました。

本マニュアルが多くの関係事業場で活用され、労働災害の防止の一助になれば幸いです。

